

3-5. 法定相続分について



(3) 配偶者・兄弟姉妹が相続人の場合

⇒ 配偶者の相続分は、4分の3
兄弟姉妹の相続分は、4分の1

(兄弟姉妹が複数いるときは、その4分の1をその人数で割ったものが各兄弟姉妹の相続分となる。)

(3) 配偶者・兄弟姉妹が相続人の場合

